

令和 7 年度地域間幹線および地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

1 趣旨

地域間幹線および地域内フィーダー系統確保維持計画とは、地域公共交通確保維持改善事業に基づき、対象となるバス路線を確保維持していくため、各市町の協議会において定める必要がある計画のことであり、対象路線を確保維持する目的や必要性、定量的な目標値等を示している。

今般、令和 6 年 6 月に開催した本協議会において承認をいただいた確保維持計画の内容に変更が生じたため、変更後の計画について改めて承認いただくもの。

2 対象路線

系統	補助要件	対象路線
地域間幹線	・複数市町にまたがる系統 ・経常赤字が見込まれる	服部線（守山駅→錦の里（イオンタウン野洲））
地域内フィーダー	・補助対象地域間幹線バス系統と接続している ・経常赤字が見込まれる	小浜線

3 計画期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

※バス事業者における令和 7 年度事業

4 変更内容

乗務員の負担軽減や休息・休日の確保を目的として、服部線および小浜線の確保維持計画に定めた運行計画のうち、お盆期間（8 月 12 日（火）および 13 日（水））における運行ダイヤを平日ダイヤから日祝ダイヤに変更する。（計画実車走行キロ数や計画運行回数に変更（減）になる）

5 提出資料

別紙のとおり

6 スケジュール

令和 7 年 6 月	確保維持計画の変更申請（守山市地域公共交通活性化協議会→国）
8 月	平日ダイヤを日祝ダイヤに変更（12 日・13 日）
11 月頃	フィーダー補助金交付申請（守山市地域公共交通活性化協議会→国） ※幹線補助金は運行事業者にて交付申請し、国から運行事業者へ直接交付される。
令和 8 年 3 月頃	フィーダー補助金交付（国→守山市地域公共交通活性化協議会） フィーダー補助金振込（守山市地域公共交通活性化協議会→運行事業者）